

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

市町村立学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項について（通知）

貴教育委員会所管の各学校におかれては、令和4年度卒業式の実施に向けて、令和4年12月27日付け子教第2565号「県立学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について」を踏まえ、準備を進めていただいているところです。

この度、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、県立高等学校等の式場の状況等も考慮し、卒業式の実施上の留意事項について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

については、貴教育委員会所管の各学校におかれても、以下に記載の「県立学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項等」を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとられるようお願いいたします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いいたします。

【県立学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項等】

《基本的な考え方》

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めない。
- 教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促す。
- 保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

《留意事項等》

- 卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面においては、基本的にマスクの着用を求めないが、座席間の距離が確保できない場合は、会話を控えるよう指導すること。
- 壇上で、校長や生徒等が、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこと。
- クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこと。

<高等学校、中等教育学校>

○様々な事情により感染への不安のある生徒、マスクを着用したい生徒もいることを踏まえ、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることがないように十分に配慮して指導すること。

<特別支援学校>

○基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒等もいることなどから、児童・生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることがないように十分に配慮して指導すること。

○この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導すること。

○発熱、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合は、卒業式への参加を控えるよう周知すること。

○参列者が多く、座席の間隔をあけることが難しい場合は、参列者に対し、会話を控えるよう協力を求めること。

○令和4年12月27日付け高第3446号高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について」において、参列者の参加についての制限は設けておらず、各学校は施設等の状況も踏まえて卒業式への参加について案内済みであることから、この度のマスクの取扱いにより、参列者の参加に制限を加えないこと。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 松田、齊藤（亮）

電話 045-210-8217

電子メール matsuda.yc8e@pref.kanagawa.lg.jp

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下、黒川

電話 045-210-8292

電子メール takeshita.de88@pref.kanagawa.lg.jp

保健体育課保健安全グループ 菅沼、岡本

電話 045-210-8309

電子メール suganuma.zgxe@pref.kanagawa.lg.jp